

令和 8 年 4 月 8 日

保護者の皆様

廿日市市立廿日市小学校
校 長 中谷 一志
廿日市市立佐方小学校
校 長 谷本 直子
廿日市市立廿日市中学校
校 長 岡寺 裕史

気象警報及び避難情報（警戒レベル）発令・地震発生に係る
学校の対応について

廿日市市教育委員会より気象警報及び避難情報（警戒レベル）発令・地震発生時の対応について、次のとおり、それぞれ基本方針が示されております。

つきましては、廿日市中学校区においても、その方針に従って対応しますので、ご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

1 気象警報及び避難情報（警戒レベル）発令に係る対応

（１）基本方針

「特別警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」または「警戒レベル３：高齢者等避難」「警戒レベル４：避難指示」「警戒レベル５：緊急安全確保」のいずれか１つでも発令された場合、発令される可能性がある場合には、次の対応をとります。

- 午前６時の時点で発令されている場合は、原則**臨時休業**とする。
- 発令される可能性がある場合には、中学校区内の小・中学校で協議し、対応を決定する。

（２）対応内容

	学校の対応
前日	○中学校区内の小・中学校で 協議し、対応を決定 します。
登校前	○ 午前６時の時点で、上記の気象警報及び避難情報（警戒レベル３以上）が発令されている場合には、原則 臨時休業 とします。 ○ ただし、 中学校の場合 、午前６時以降に上記の気象警報及び避難情報（警戒レベル３以上）が 解除される見込みがある場合には自宅待機 とします。 ⇒ <u>８時３０分の時点で警報等が解除されれば、１０時３０分までに登校</u> ⇒ <u>８時３０分の時点で警報等が解除されなければ、臨時休業</u> ※ 小学校と中学校の対応が異なる場合があります。
在校中	○中学校区内の小・中学校で 協議し、対応を決定 します。

※ いずれの場合でも、メール配信で学校の対応内容をお知らせします。

(3) 避難情報（警戒レベル）発令に係る留意点について

令和3年5月に内閣府（防災担当）より「避難情報に関するガイドライン」の改定が行われ、新たな警戒レベルが発表されました。それに伴い、気象庁が発令する警報と合わせて、廿日市市が発令する避難情報（警戒レベル）も注視してください。

【留意点】

- 避難情報は、地区ごとに発令されます。

発令対象 地区	廿日市・佐方 ・平良・原・串戸・宮内・地御前・阿品・阿品台・宮園・四季が丘・玖島・友和・津田・四和・浅原・吉和・大野（1～11区）・宮島
------------	---

- 在籍する学校区（廿日市小⇒廿日市地区、佐方小⇒佐方地区、廿日市中⇒廿日市地区または佐方地区）において、警戒レベル3「高齢者等避難」が発令されている地区がある場合は、上記（1）（2）のとおり対応してください。

※ 高齢者等とは、「社会福祉施設、幼稚園、学校、医療施設」等の利用者のことで、避難に時間のかかる人を指し、**幼児・児童・生徒**が含まれます。

- 避難情報を得るには、以下の方法等があります。

- ・ はつかいちし安全・安心メール配信サービス



QRコードを読み取り、空メール（件名・本文不要）を送信してください。

※ QRコードの読み取りができない場合は、
bousai.hatsukaichi-city@raidan.ktaiwork.jp に空メールを送信してください。

- ・ 廿日市市公式LINE



QRコードを読み取り、友達に追加し、登録してください。

2 1以外の対応

1の対応以外に、自然災害の影響や危険な気象状況による登校の遅れ・欠席等の場合は、遅刻・欠席扱いとしません（特別欠課・特別欠席とします）。

3 地震発生時の対応

(1) 基本方針

- 「震度 5 弱」以上の地震が発生した場合は、市内で**統一した対応**をとる。
- 「震度 5 弱」未満の地震が発生した場合は、状況に応じて中学校区内の小・中学校で協議し、対応を決定する。

(2) 対応内容（「震度 5 弱」以上の地震が発生した場合）

発生時	学校の対応
前日～登校前	○ 前日（下校中）から登校までに発生した場合は、 臨時休業 とします。 ※ メール配信で学校の対応内容をお知らせしますが、万が一学校から連絡ができない場合は、安全が確認できるまで、自宅待機をさせていただきます。
登校中	○ 登校中に発生した場合は、 臨時休業 とします。 ○ 児童生徒が学校に避難してきた場合は、学校で安全を確保し、 保護者に引き渡します 。 ※ メール配信で学校の対応内容をお知らせします。
在校中	○ 在校中に発生した場合は、 授業打ち切り とします。 ○ 児童生徒の安全を確保し、 保護者に引き渡します 。 ※ メール配信で学校の対応内容をお知らせします。

4 その他

(1) その他の対応について

「1 気象警報及び避難情報（警戒レベル）発令に係る対応」「2 地震発生時の対応」以外で、生徒の安全確保のための対応を行うことが必要と思われる場合にも、廿日市小・佐方小・廿日市中の三校で協議し、対応を決定します。

(2) 警報・警戒レベル・震度の確認方法

警報・警戒レベル・震度の確認は、テレビ、ラジオ、インターネット（公式なサイト）からとします。

(3) 臨時休業時の行動

臨時休業の場合は、原則外出禁止です。翌日の時間割等はメール配信で連絡します。

(4) 家庭における連絡方法の確認

気象警報・避難情報発令や地震発生等により、登校後授業を打ち切り一斉下校させる場合は、「どこに帰るか」「家に入る方法」等、家庭で確認しておいてください。

(5) 登下校や外出時の注意

気象警報等が解除された後の登下校や外出する場合においても、安全に気を付けるよう、ご家庭で平素より次のような指導を行ってください。

- ① 寄り道をせず、できるだけ集団で登下校する。
- ② 増水した河川や溝、側溝の近くは通らない。
- ③ 高波の恐れがある海岸には近づかない。
- ④ 地盤がゆるんでいるところや冠水した道路は通らない。